



商工会議所確認印		

(2017-06 改訂)

令和 年 月 日

## 生命共済制度祝金請求書

岡山商工会議所 御中

住 所 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_ ⑩

代表者名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

当事業所の下記被保険者が（結婚・成人・出産）しましたので、証明書を添付のうえ祝金を請求します。

なお、請求にあたっては裏面注意事項を熟読し、さらに事実の確認も済んでおり一切誤りはございません。

\*の箇所はご記入の必要はありません

該当事項	結婚 ・ 成人 ・ 出産	発生日	令和 年 月 日
フリガナ			
被保険者名	S・H・R 年 月 日生		
加入年月日	S・H・R 年 月	加入口数*	口 給付金額* 円

証明書として結婚は入籍を証明する公的書類の写しを、成人は身分証明書・健康保険者証・運転免許証のいずれかを写しを、出産は戸籍抄本、母子手帳出生届出済証明、健康保険者証等出生を確認できるものの写しを添付して下さい。

添付のない場合は支給出来ません。

振込先	金融機関名	支店名	種 目
	銀行 信金	支店	1・普通 2・当座
フリガナ			口座番号
口座名義人			

\*振込先は、原則掛金を引き落としている口座となります。

### 《お知らせ》

岡山商工会議所共済制度「ももたろう共済」は、アクサ生命保険株式会社を引受保険会社とする「入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付定期保険（団体型）」並びに岡山商工会議所が独自に実施する「見舞金・祝金制度」で構成されています。本請求に記載された個人情報、見舞金・祝金支払の可否判断を含む給付金支払手続きにのみ利用します。

## ご注意

- ・結婚、成人、出産祝金請求時において、受給対象者が生命共済制度に1年以上加入していること。
- ・請求の有効期間は発生日を含め3年以内とします。
- ・2ヶ月連続して振替できなかった場合は、さかのぼって失効します。
- ・支払基準は、支払事由が発生した時点の口数により支給します。
- ・結婚祝金は、婚姻したもの以外は支給対象となりません。
- ・結婚祝金請求時において、氏名の変更（改姓）がある場合は「変更訂正通知書（加入者用）」も一緒にご提出下さい。
- ・成人の場合の支払事由発生日は、満20歳を迎えた日をいいます。
- ・出産祝金は、出産時の人数は問いません。
- ・再加入の場合は再加入した日を加入日とします。
- ・請求上において、不備又は誤りがあるときは、支給の停止、または返却をお願いすることがあります。